

出席停止解除願いについて

浅間幼稚園
園長 川合崇文

学校保健安全法施行規則により「学校において予防すべき感染症」には出席停止期間が定められています。この期間は幼稚園内での感染拡大を防ぐため、罹患した園児が登園できない期間です。

(出席停止により休んだ期間は欠席扱いにはなりません。)

これらの感染症の可能性があつて欠席される場合には、必ず園へご連絡をお願い致します。

また、診断の結果についても速やかにご連絡をお願い致します。医師の診断により、他のお子様へ感染させるおそれなくなった園児を再登園させる際には、別紙、「出席停止解除願い」を保護者にご記入の上、ご提出下さい。

※病気の状況により医師の証明書を提出して頂く場合があります。

文部科学省による出席停止になる学校感染症と出席停止期間

分類	感染症名	出席停止期間
第1種	新型コロナウイルス、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、SARSウイルス、MERSウイルス、及び特定鳥インフルエンザ(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号)第六条第三項第六号に規定する特定鳥インフルエンザ(次号及び第十九条第二号イにおいて同じ。))	治癒するまで
第2種	インフルエンザ (鳥インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ解熱後2日を経過するまで。 (未就学児童は3日を経過するまで)
	百日咳	特有の咳が消える、または5日間の抗菌性物質製剤による治療終了まで。
	麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで。
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	腫れが出た後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで。
	風しん(3日はしか)	発疹が消失するまで。
	水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化(かさぶた)するまで。
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状消退後2日を経過するまで。
結核、髄膜炎菌性髄膜炎	症状により医師によって感染のおそれがないと認められるまで。	
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、ノロウイルス	病状により、医師によって感染のおそれがないと認められるまで。
	※その他の感染症 溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑(りんご病)、ヘルパンギーナ、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症など	※その他の感染症は必要があれば、学校医の意見を聞き、第3種の感染症として措置をとることができる疾患です。

※第1種の指定感染症及び新感染症:「新型コロナウイルス感染症」は、令和2年2月1日から学校保健安全法に定める第一種指定感染症となりました。(文科省 事務連絡 令和2年1月31日)